

(仮称)大和郡山市自治基本条例策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和郡山市における自治のあり方を明らかにし、市政を推進するうえでの基本となる(仮称)大和郡山市自治基本条例(以下「条例」という。)について、その素案の作成及び提言を行うための組織として、(仮称)大和郡山市自治基本条例策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例に係る調査研究
- (2) 条例の素案の作成及び市長への提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例に関し必要の事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による者
- (2) 学識経験者
- (3) 市職員
- (4) その他、会長が指名する者

2 委員の任期は、委嘱の日から市長へ条例素案を提言した日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 策定委員会に副会長を置き、委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、議長となり、会議を運営する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月31日から実施し、条例が公布された日をもってその効力を失う。
- 2 策定委員会の最初に開催される会議は、第5条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。